資料５

がん対策に係る国等の動向

１．がん対策基本法の改正

・がん対策基本法制定から10年が経過し、がん対策をめぐる状況が変化していることに鑑み、超党派の議員連盟「国会がん患者と家族の会」を中心に、議員立法でのがん対策基本法改正案が作成されたが、先の通常国会では日程上、法案は提出できなかった。

・議員連盟としては、９月開会の臨時国会又はそれ以降の国会に改正案を提出し成立を目指す方針。

【改正案の骨子（新設事項のみ掲載）】

① 事業主の責務の新設（がん患者の雇用の継続への配慮）

② がん検診で要精密検査と判定された者の受診促進等に係る規定の新設

③ がん患者の雇用の継続等に係る規定の新設

④ がん患者における学業と治療の両立に係る規定の新設

⑤ 民間団体の活動に対する支援に係る規定の新設

⑥ がんに関する教育の推進に係る規定の新設

２．がん対策推進基本計画の改定

・現行の「第２期がん対策推進基本計画」は、平成24年度から平成28年度までの５年間を計画期間として、平成24年６月８日に閣議決定された。

・現在、「がん対策推進協議会」において、基本計画の見直しについて検討されているところ。

・今後のスケジュールとしては、

平成29年１月　基本計画骨子案を提示

３月　基本計画（案）を諮問・答申

６月　「第３期がん対策推進基本計画」を閣議決定の予定。

（参考）平成29年度厚生労働省予算概算要求から【拡充・新規】

・予防　受診率向上対策

・治療・研究　がんのゲノム医療従事者研修

小児・AYA世代の長期フォローアップ体制整備

・がんとの共生　緩和ケアの底上げ・充実

がん患者療養生活の最終段階における実態把握